

公立大学法人秋田公立美術大学職員の降任、休職および解雇に関する規程

平成25年4月1日

規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第12条第2項、第14条第2項および第22条第3項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学に勤務する職員の降任、休職および解雇に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、休職および解雇の手續)

第2条 理事長は、就業規則第12条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任する場合、就業規則第14条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合又は就業規則第22条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を解雇する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、休職又は解雇の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(解雇の特例)

第3条 理事長は、就業規則第22条第2項第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により解雇しないことができる。

2 理事長は、前項の規定により解雇されなかった職員が刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該職員を解雇するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員の降任、休職および解雇に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。